

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和元年7月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900043号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900017号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額を49万円、平成26年12月15日の標準賞与額を63万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日及び平成26年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月15日及び平成26年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月  
② 平成26年12月

請求期間①及び②について、A社より賞与が支払われ、保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、A社から提出された賞与明細書及び源泉徴収簿並びに金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、同社から、請求期間①は標準賞与額49万円に相当する賞与(49万840円)、請求期間②は標準賞与額63万7,000円に相当する賞与(63万7,140円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3万8,475円、請求期間②は5万5,655円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①及び②の賞与の支払年月日については、金融機関から提出された預金取引明細表により確認できる振込日から、請求期間①は平成21年12月15日、請求期間②は平成26年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月15日及び平成26年12月15日について、

請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 21 年 12 月 15 日及び平成 26 年 12 月 15 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900013号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1900001号

## 第1 結論

昭和39年8月24日から昭和46年3月27日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年8月24日から昭和46年3月27日まで

支給済期間 : ① 昭和39年8月24日から昭和45年3月16日まで  
② 昭和45年8月1日から昭和46年3月27日まで

請求期間の脱退手当金については、A市のB金融機関に受け取りに行ったものの、事務の女の人に今はもらわない方が良いと言われ、脱退手当金を受け取らずに帰ってきた。しかし、年金記録では脱退手当金が支払われたことになっているので、調査をして請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金の請求書類として日本年金機構から提出された脱退手当金裁定請求書には、請求者が当該期間に係る最終事業所を退職後に転居したとする住所が記載されている上、厚生年金保険脱退手当金裁定同等の関係書類には、脱退手当金の送金又は振込金融機関名として、請求者が脱退手当金を受け取りに行ったとする金融機関名が記載されていることから、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えるのが自然である。

また、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる上、請求者の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約4か月後の昭和46年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者は、A市のB金融機関に脱退手当金を受け取りに行ったものの、B金融機関の事務の女の人から、脱退手当金はもらわない方が良いと言われ、受

け取らずに帰ってきた旨の主張をしているところ、B金融機関の現在の担当者は、昭和 46 年当時のことが分かる職員はもういない旨陳述しており、請求者の請求内容について確認することができない上、オンライン記録及び厚生年金保険脱退手当金裁定同等の関係書類には、脱退手当金の支給記録が取り消されたことをうかがわせる形跡は確認できない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。